

# 札幌市鳥獣被害防止対策ハンター支援事業補助金交付要綱

令和 6 年（2024 年）7 月 12 日制定

経済観光局長決裁

## （目的）

第 1 条 この要綱は、鳥獣による被害防止対策を講じるため、札幌市鳥獣被害防止計画（平成 27 年 2 月策定。以下「防止計画」という。）に基づき、札幌市農業協同組合を通じて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 8 項に規定する従事者証（方法に「わな」の文言が記載されたものに限る。以下「従事者証」という。）を交付された者（以下「ハンター」という。）に対し市長が予算の範囲内において交付する補助金について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （補助対象者）

第 2 条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすハンター（以下「ハンター」という。）である個人（以下「ハンターパー個人」という。）及びハンターの属する団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 第 5 条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行う日（以下「申請日」という。）時点において市内に住所を有すること。
- (2) 申請日時点において有効な従事者証を交付されていること。
- (3) 札幌市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

## （補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

交付申請を行う年度において支払義務が生じた北海道におけるわな狩猟者登録に係るわな狩猟税（以下「わな狩猟税」という。）及び狩猟者登録手数料（以下「狩猟者登録手数料」という。）並びにわなに係る賠償責任保険料（以下「賠償責任保険料」という。）とする。ただし、当該年度中に第7条の規定により既に交付した補助金の対象経費とされた経費については、補助対象経費としない。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の額は、ハンター個人に交付する場合にあっては当該ハンター個人につき算定された補助対象経費の額、団体に交付する場合にあっては当該団体に属するハンターそれぞれにつき算定された補助対象経費の額とし、交付上限額は下記の表のとおりとする。

対象経費	交付上限額（ハンター1人当たり）
わな狩猟税	4,100円
狩猟者登録手数料	1,800円
賠償責任保険料	2,000円

2 補助金の交付は百円単位とし、補助対象経費に百円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

（補助申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) わな猟狩猟者登録証の写し
- (2) 賠償責任保険の額が記載された領収書等の写し
- (3) 振込口座の金融機関・支店、預金種別、口座番号及び口座名義人が分かる書類の写し
- (4) 従事者証の写し
- (5) ハンターリスト（様式第2号）（団体が交付申請を行う場合に限る。）
- (6) 委任状（様式第3号）（口座名義人が交付申請をする者以外の者である口座を振込口座に指定する場合に限る。）

(補助の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があった場合
- (3) 事情の変更により交付決定者が支払った補助対象経費の全部又は一部が交付決定者に返還された場合
- (4) 第9条第1項に規定する調査を正当な理由なく拒んだ場合
- (5) その他、市長が不適当であると認める場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書（様式第7号）により期限を定めて交付決定者に返還を命じるものとする。

4 前項により補助金の返還を命じられた者は、速やかに応じなければならぬ。

(調査)

第9条 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、交付決定者の状況を調査（実地検査を含む。）し、又は交付決定者に報告を求めることができる。

2 交付決定者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付対象者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にして帳簿等の証拠書類を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農政部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日以降に支払義務が生じた補助対象経費について適用する。

様式

- 1 補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 ハンターリスト（様式第2号）
- 3 委任状（様式第3号）
- 4 補助金交付決定通知書（様式第4号）
- 5 補助金不交付決定通知書（様式第5号）
- 6 補助金交付決定取消通知書（様式第6号）
- 7 補助金返還命令書（様式第7号）

様式第1号

## 補助金交付申請書

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

申請者住所

(団体にあっては代表者住所)

申請者名

(団体にあっては団体名及び代表者名)

事業名

年度 札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業

上記事業に関し補助金の交付を受けたいので、札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

### 1 申請額と振込先口座

申請額	円	補助対象経費			
		わな狩猟税+狩猟 者登録手数料	円	賠償責任 保険料	円
振込先口座	金融機関	銀行		支店	
	預金種別		口座番号		
	口座名義人				
	口座名義人カナ				

### 2 誓約事項（チェック欄にチェック）

誓約事項	チェック欄
交付対象者は、札幌市税を滞納していないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
交付対象者は、暴力団員又は暴力団関係事業者ではないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
交付対象者は、申請日の属する年度内において、本事業による補助金交付決定を受けていないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
(団体での申請のみ) 交付対象者は、ハンターリストの各ハンターに対して該当分の補助金を分配し、その方法については両者合意のうえ決定することを誓約します。	<input type="checkbox"/>

※ 裏面あり

## 2 添付資料

- ・わな猟狩猟者登録証の写し
- ・賠償責任保険の額が記載された領収書等の写し
- ・振込口座の金融機関・支店、預金種別、口座番号及び口座名義人が分かる書類の写し
- ・従事者証の写し
- ・ハンターリスト（様式第2号）（団体が交付申請を行う場合に限る。）
- ・委任状（様式第3号）（口座名義人が交付申請をする者以外の者である口座を振込口座に指定する場合に限る。）

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 1 団体名及び代表者名

**ANSWER** The answer is 1000.

## 2 ハンターリスト

**備考** この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第3号

## 委任状

年月日

札幌市長 秋元 克広 様

(委任者)

住所

名称

氏名

印

私は、札幌市から支給される年度 札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業に係る補助金の受領の権限を下記の者に委任します。

記

(受任者)

住所

名称

氏名

印

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第4号

## 補助金交付決定通知書

号  
年月日

様

札幌市長 秋元 克広

年月日付けで交付申請のあった年度札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業に係る補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象事業及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	交付対象人数
年度 札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業	円	円	人

2 この補助金に係る要綱等を遵守すること。

3 補助金は、目的以外に使用しないこと。

4 市長は、第6条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があった場合
- (3) 事情の変更により交付決定者が支払った補助対象経費の全部又は一部が交付決定者に返還された場合
- (4) 第9条第1項に規定する調査を正当な理由なく拒んだ場合
- (5) その他、市長が不適当であると認める場合

5 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

6 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書（様式第7号）により期限を定めて交付決定者に返還を命じるものとする。

7 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、交付決定者の状況を調査（実地検査を含む。）し、又は交付決定者に報告を求めることができる。

（札幌市○局○部○課）

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第5号

## 補助金不交付決定通知書

号  
年月日

様

札幌市長 秋元 克広

年月日付けで交付申請のあった年度札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業に係る補助金について、次の理由により交付できませんので通知します。

記

理由

(札幌市○局○部○課)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第6号

## 補助金交付決定取消通知書

号

年月日

様

札幌市長 秋元 克広

年月日付け号で交付決定した年度 札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業に係る  
補助金について、下記のとおり取り消します。

記

取消理由

(札幌市〇局〇部〇課)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第7号

## 補助金返還命令書

号

年月日

様

札幌市長 秋元 克広

年月日付け号にて取り消した年度 札幌市鳥獣被害対策ハンター支援事業に係る補助金について、既に補助金を交付しているため、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額

2 返還期限

(札幌市○局○部○課)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。